

別表七（三）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が法第59条第1項又は第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（同項にあつては、震災特例法第17条第1項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含むものとし、法第59条第5項の規定により読み替えて適用する場合に限ります。2において同じです。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「他の通算法人のうち法第59条第2項の規定の適用を受ける法人がある場合」の各欄は、他の通算法人のうち法第59条第2項の規定の適用を受ける法人がある場合に記載します。この場合において、「所得金額基準額6」の欄の記載に当たっては、「(4)又は」を消します。
- 3 「(12)のうち特定欠損金額に係る控除未済額13」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該事業年度が法第57条第2項又は第4項（欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」の欄に内書きした金額を記載します。
 - (2) 当該事業年度が法第57条第8項の規定の適用を受ける事業年度又は法第64条の7第2項第1号（欠損金の通算）に規定する最初通算事業年度（令和2年改正法附則第29条第1項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の9第1項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度（(3)において「移行承認事業年度」といいます。）を除きます。）である場合（(1)に該当する場合を除きます。）には、別表七(二)「14」の欄に内書きした金額を記載します。
 - (3) 当該事業年度が移行承認事業年度である場合（(1)に該当する場合を除きます。）には、令和2年改正法附則第20条第1項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされる金額のうち、令和2年改正法附則第28条第3項（欠損金の通算に関する経過措置）に規定する特定連結欠損金個別帰属額に係る金額を記載します。